

ブループリントに沿った公認心理師試験直前対策セミナー

公認心理師に関する制度

吉川 隆博

1

医療法

● 法律の目的

医療を受ける者の「利益の保護」及び「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保」を図り、国民の健康の保持に寄与すること。

● 法律に規定されている主な内容

- ・ 医療に関する選択の支援、情報の提供に必要な事項
- ・ 医療の安全を確保するために必要な事項
- ・ 病院、診療所及び助産所の開設、管理、監督に関し必要な事項
- ・ 医療提供体制の確保に関する基本指針、医療計画、病床の機能分化の推進、医療従事者の確保に関し必要な事項

ポイント!

■ 医療の安全

→医療事故の発生した病院の調査、情報の整理・分析および医療事故の再発防止に関する普及啓発などを業務とする「医療事故調査・支援センター」の指定を規定している。

(第6条の15～27)

2

医療計画

● 医療計画とは？

医療法第34条の4に定められた、国の基本方針に即しながら、地域の実情に応じて、各都道府県が医療提供体制の確保を図るための計画である。

● 医療計画に掲げる事項

- 医療の確保の目標に関する事項
- 医療連携体制（機能の分担・連携等）に関する事項
- 国民の健康保持を図るため、特に広範かつ継続的な医療提供が必要と認められる疾病の治療・予防に関する事項

ポイント！

■ 医療計画に記載すべき疾病 【5疾病】

- ・ がん
- ・ 脳卒中（脳血管障害）
- ・ 急性心筋梗塞
- ・ 糖尿病
- ・ 精神疾患

■ 医療計画に記載すべき事業 【5事業】

- イ.救急医療
- ロ.災害時における医療
- ハ.へき地の医療
- ニ.周産期医療
- ホ.小児医療
- ヘ.都道府県が必要と認める医療

3 高齢者の医療の確保に関する法律

● 法律の目的

国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、①医療費の適正化を推進するための計画の作成、②保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、③前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、④後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図る。

● 法律に規定されている主な内容

- ・ 医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画に関する事項
- ・ 前期高齢者関係事務費拠出金の額の算定及び後期高齢者医療に関する事項
- ・ 特定健康診査並びに保険医療機関等の診療報酬に関する事項

ポイント!

- 本法律は、「医療事業」と「保健事業」に関して規定されたものである。（*介護事業は除く）
- 「前期高齢者」は原則として、65歳～74歳の者である。
- 「後期高齢者」は原則として、75歳以上の者である。

4

介護保険法

●法律の目的

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、介護保険制度を設け保険給付等に関して必要な事項を定め、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図る。

●法律に規定されている主な内容

- ・被保険者、資格取得に関する事項
- ・要介護認定および介護給付、予防給付の種類等に関する事項
- ・指定居宅サービス事業者の指定および市町村介護保険事業計画に関する事項

ポイント!

- 「第一号被保険者」は65歳以上、「第二号被保険者」は40歳以上65歳未満である。
- 居宅サービス計画（ケアプラン）は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成する。
- 相談・支援を包括的に行う機関として、市町村に「地域包括支援センター」が設置されている。

5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

略称「精神保健福祉法」

● 法律の目的

精神障害者の医療及び保護を行い、障害者総合支援法と相まって、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びに発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることにより、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図る。

● 法律に規定されている主な内容

- ・ 精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加への配慮に関する事項
- ・ 精神保健福祉センター、精神医療審査会、精神障害者保健福祉手帳に関する事項
- ・ 精神保健指定医、入院及び退院手続き等に関する事項

ポイント!

- **措置入院**：入院させなければ自傷他害のおそれのある精神障害者であり、精神保健指定医 2 名の診断の結果が一致した場合に都道府県知事が措置。（緊急措置入院の場合には精神保健指定医師1名の診断）
- **医療保護入院**：入院を必要とする精神障害者で、自傷他害のおそれはないが任意入院を行う状態にない者であり、精神保健指定医の診察及び家族等の同意が必要。

6

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の 医療及び観察等に関する法律

略称「医療観察法」

●法律の目的

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進すること。

ポイント!

- 本制度による処遇の要否と内容の決定は「裁判官」と「精神保健審判員」の各1名からなる合議体による審判で行われる。
- 入院決定を受けた人は、厚生労働省所管の「指定入院医療機関」により専門的な医療の提供を受ける。（*入院上限期間は定めていないが、ガイドラインでは18カ月程度を標準としている）
- 入院期間中から、法務省所管の保護観察所に配置されている「社会復帰調整官」により、退院後の生活環境の調整が実施される。
- 医療観察法の通院による医療の決定を受けた人及び退院を許可された人については、原則として3年間、地域において、厚生労働大臣が指定した「指定通院医療機関」による医療を受ける。

7 自殺対策基本法

● 法律の目的

自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること。

● 基本理念

- ① 個人的な問題としてのみとらえるべきものではなく、背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施
- ② 単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施
- ③ 事前予防、危機への対応及び事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施
- ④ 自殺の防止等に関する活動に関係する者の相互の密接な連携の下に実施

ポイント!

- 9月10日～9月16日までを「自殺予防週間」、3月を「自殺対策強化月間」として、国民に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深め、自殺対策の総合的な推進を図っている。
- 政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な「自殺総合対策大綱」を定めることが法律に規定されている。（第12条）

健康増進法

● 法律の目的

国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の健康の増進を図るための措置を講じ、国民保健の向上を図ること。

● 基本方針

- ① 国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向
- ② 国民の健康の増進の目標に関する事項
- ③ 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項
- ④ 国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項
- ⑤ 健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項
- ⑥ 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項
- ⑦ その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項

ポイント!

- 本法に基づき「健康日本21」が法制化されている。
- 健康増進法の一部を改正する法律案に「受動喫煙防止対策」の規定が盛り込まれている。

地域保健法

●法律の目的

地域保健対策の推進に関する基本指針、保健所の設置その他地域保健対策の推進に関し基本となる事項を定めることにより、母子保健法、その他の地域保健対策に関する法律による対策が地域において総合的に推進されることを確保し、地域住民の健康の保持及び増進に寄与すること。

●地域保健対策の推進に関する基本指針

- ① 地域保健対策の推進の基本的な方向
- ② 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項
- ③ 地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに人材確保支援計画の策定に関する基本的事項
- ④ 地域保健に関する調査及び研究に関する基本的事項
- ⑤ 社会福祉等の関連施策との連携に関する基本的事項
- ⑥ その他地域保健対策の推進に関する重要事項

ポイント!

- 本法は「保健所」および「市町村保健センター」設置及び運営の根拠法となっている。

10

母子保健法

● 法律の目的

母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、国民保健の向上に寄与すること

● 法律に規定されている主な内容

- ・ 母性の尊重と母性及び保護者の努力に関する事項
- ・ 母子保健の向上に関する下記の事項
「知識の普及」、「保健指導」、「新生児の訪問指導」、「健康診査」
- ・ 妊娠の届け出と母子健康手帳に関する事項
- ・ 妊産婦の訪問指導、低体重児の届け出、未熟児の訪問指導、療育医療に関する事項

ポイント!

- 本法により、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援を行う、ワンストップ拠点として「子育て世代包括支援センター」を設置し、切れ目のない支援を実施している。（児童虐待の発生予防の目的を含む） * 母子保健法律上は「母子健康包括支援センター」となっている。

11

児童福祉法

●法律の理念

- 1 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。
- 2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

●法律に規定されている主な内容

- ・ 児童福祉司、児童委員、保育士に関する事項
- ・ 福祉の保証、居宅生活の支援に関する事項
- ・ 助産施設、母子生活支援施設及び保育所への入所等に関する事項
- ・ 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定障害児食費等に関する事項
- ・ 障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に関する事項
- ・ 要保護児童の保護措置に関する事項
- ・ 被措置児童等虐待の防止等に関する事項
- ・ 障害児福祉計画に関する事項

ポイント!

- 本法が規定する「児童」とは、満18歳に満たない者をいう。

児童虐待の防止等に関する法律

略称「児童虐待防止法」

●法律の目的

児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、児童の権利利益の擁護に資すること。

●本法が規定する「児童虐待」

- ①児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ②児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- ③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者としての監護を著しく怠ること。
- ④児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力。児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ポイント!

- 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告する義務がある。(第6条)
- 児童虐待が行われているおそれがあると認めるときに子どもの住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問させることができる。(第9条)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

略称「障害者総合支援法」

●法律の目的

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること。

●法律に規定されている主な内容

- ・ 障害福祉サービス、自立支援給付に関する事項
- ・ 介護給付費等の支給決定と障害支援区分の認定に関する事項
- ・ 自立支援医療費の支給に関する事項
- ・ 地域相談支援、計画相談支援、指定一般相談支援事業に関する事項
- ・ 障害福祉サービス事業等の基準に関する事項

ポイント!

- 指定一般相談支援事業者が行う「**地域移行支援**」は、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携して、地域移行に向けた支援を行うものである。

発達障害者支援法

● 法律の目的

発達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、発達障害を早期に発見し、発達支援を行う国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定め、発達障害者の自立及び社会参加のためのその生活全般にわたる支援を図り、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること。

● 本法による「発達障害」の定義

本法において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

ポイント!

■ 「発達障害者支援センター」の業務

- ① 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言を行うこと。
- ② 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。
- ③ 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報の提供及び研修を行うこと。

15

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

略称「障害者差別解消法」

●法律の目的

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること。

●法律に規定されている主な内容

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に関する事項
- ・ 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置に関する事項
- ・ 障害を理由とする差別を解消するための支援措置に関する事項

ポイント!

- 行政機関等は、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることが義務規定となっている。
- 事業者は、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることが努力義務となっている。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

略称「障害者虐待防止法」

●法律の目的

障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資すること。

●本法が規定する「障害者虐待」

「障害者虐待」とは、

- ①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。

「障害者虐待の類型」は、

- ①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待

ポイント!

- 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けている。（第7条）
- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」の機能を果たさせることを規定。（第32条・36条）

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

略称「高齢者虐待防止法」

●法律の目的

高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、高齢者の権利利益の擁護に資すること。

●本法が規定する「高齢者虐待」

養護者による高齢者虐待

- ①「身体的虐待」、②「介護・世話の放棄・放任」、③「心理的虐待」
- ④「性的虐待」、⑤「経済的虐待」

養介護施設従事者等による高齢者虐待

「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う上記①～⑤の行為

ポイント！

- 高齢者虐待防止法では、「高齢者」を 65歳以上の者と定義している。
- 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に、速やかに市町村に通報することを義務付けている。（第7条）

18 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

略称「DV防止法」

● 法律の目的

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ること。

● 法律に規定されている主な内容

- ・ 配偶者暴力相談支援センター等に関する事項
- ・ 被害者の保護（発見者による通報、警察官による被害の防止、福祉事務所による自立支援等に関する事項
- ・ 保護命令（当該配偶者に対する面会強要等の禁止）に関する事項

ポイント！

- 都道府県及び市町村に「配偶者暴力相談支援センター」の設置を規定している。（第3条）
- 被害女性が配偶者等の暴力から逃げるために、被害女性を一時保護する施設として、「婦人相談所」又は民間の「シェルター」を活用し、一時保護を行うことができる。（第5条）

生活保護法

● 法律の目的

日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、**国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長すること。**

● 法律に規定されている主な内容

- ・ 保護の原則と保護の種類及び範囲に関する事項
- ・ 保護の機関及び実施に関する事項
- ・ 保護の方法（生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助）に関する事項
- ・ 保護施設（救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿泊提供施設）に関する事項

ポイント！

- 生活保護制度の利用相談及び申請は「**福祉事務所**」の生活保護担当課で行う。
- 生活保護は「**世帯単位**」で行い、世帯員全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提となっている。

生活困窮者自立支援法

● 法律の目的

生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給、その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ること。

● 生活困窮者自立相談支援事業

- ・生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態にあった支援計画を作成し、必要なサービスの提供につなげる。
- ・関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援などを行う。
- ・関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発に取り組む。

● 生活困窮者住居確保給付金

- ・離職により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者に対して、有期で家賃相当額を支給。

ポイント!

- 「生活困窮者自立相談支援事業」及び「生活困窮者住居確保給付金」に係る費用は、都道府県等と市等において支弁する。

いじめ防止対策推進法

●法律の目的

児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進すること。

●本法による「いじめ」の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（第2条）

ポイント！

■基本的施策・いじめの防止等に関する措置

学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定めることが規定されている。

学校保健安全法

●法律の目的

学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資すること。

●健康相談等

□健康相談（第8条）

学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うことが規定されている。

□保健指導（第9条）

養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行うことが規定されている。

保護観察制度

● 保護観察の目的・種類

保護観察は、犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うもので、①保護観察処分少年、②少年院仮退院者、③仮釈放者、④保護観察付執行猶予者、⑤婦人補導院仮退院者の、計5種の人があるがその対象となる。

● 保護観察の流れ・方法

保護観察は「保護観察官」及び「保護司」が協働して、指導監督及び補導援護を行う。

● 保護観察所

各地方裁判所の管轄区域ごとに全国50か所に置かれ、更生保護の第一線の実施機関として、以下の事務業務を行う。

①保護観察、②生活環境の調整、③更生緊急保護、④恩赦の上申、⑤犯罪予防活動

ポイント!

■ 保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアである。

障害者の雇用の促進等に関する法律

略称「障害者雇用促進法」

●法律の目的

障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに障害者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするための措置、職業リハビリテーションの措置その他障害者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、**障害者の職業の安定を図ること。**

ポイント!

- 本法では、障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務を規定している。
- 対象障害者の雇用義務などを規定している。
- 平成30年4月より、法定雇用率の算定基礎の対象に、精神障害者が追加された。

ストレスチェック制度

●制度創設

労働安全衛生法の改正（平成26年6月25日公布）により、ストレスチェックの実施等が事業者の義務となった。

●ストレスチェック制度の概要

- 常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施することが事業者の義務となっている。
（*労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務）
- 検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者を提供することは禁止されている。
- 検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となる。また、申出を理由とする不利益な取扱いは禁止されている。
- 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置を講じることが事業者の義務となっている。

模擬問題

問題 1

次のうち、精神保健指定医2名の判断を必須とする入院形態として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 任意入院
- 2 医療保護入院
- 3 応急入院
- 4 措置入院
- 5 緊急措置入院

答え：

模擬問題

問題 1

次のうち、精神保健指定医2名の判断を必須とする入院形態として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 任意入院
- 2 医療保護入院
- 3 応急入院
- 4 措置入院
- 5 緊急措置入院

答え： 4

模擬問題

問題 2

次のうち、「医療観察法」による処遇の要否と内容を決定する合議体のメンバーとして、裁判官の他に含まれる職種として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 保護観察官
- 2 精神保健福祉士
- 3 精神保健審判員
- 4 精神保健指定医
- 5 社会復帰調整官

答え：

医療観察法とは「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」のことである。

模擬問題

問題 2

次のうち、「医療観察法」による処遇の要否と内容を決定する合議体のメンバーとして、裁判官の他に含まれる職種として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 保護観察官
- 2 精神保健福祉士
- 3 精神保健審判員
- 4 精神保健指定医
- 5 社会復帰調整官

答え： 3

医療観察法とは「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」のことである。

模擬問題

問題 3

次のうち、医療計画に記載すべき疾患として、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 急性心筋梗塞
- 2 肺炎
- 3 がん
- 4 糖尿病
- 5 精神疾患

答え：

模擬問題

問題 3

次のうち、医療計画に記載すべき疾患として、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 急性心筋梗塞
- 2 肺炎
- 3 がん
- 4 糖尿病
- 5 精神疾患

答え： 2